

週休2日の要領改正内容

種別	対象工事	
	現行	改正
週休2日確保工事	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型(通期) 舗装以外の工事：設計金額3千万円以上の工事 舗装工事：設計金額2千万円以上の工事 ・受注者希望型(通期) 発注者指定型を除く全ての工事 (年間維持工事等緊急を要する工事等は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、全ての工事が発注者指定型(受注者希望型廃止) (年間維持工事等緊急を要する工事等は対象外) ・契約後に受注者の希望により変更が可能 <ul style="list-style-type: none"> ①週休2日確保工事 (月単位※) ②週休2日交替制工事 (通期) ③週休2日交替制工事 (月単位※)
週休2日交替制工事	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者希望型(通期) 「週休2日確保工事」が困難な工事 (例：特に早期の完成が必要な災害復旧工事) 	

※ 対象期間内の全ての月で週休2日を達成する取り組み。暦上土日の閉所で4週8休に満たない際は、その月の土日の合計数以上閉所すれば達成したとみなす。